

さいたま市大宮ふれあい福祉センター無線 LAN 利用規約

本規約は、さいたま市大宮ふれあい福祉センター（以下「当センター」という。）が当センターの利用者の利便性の向上を目的として提供する無線 LAN（以下「本サービス」という。）の利用について、必要な事項を定めるものである。本サービスを利用したものは、本規約に同意したものとみなす。

1 本サービスの設置場所

本サービスは、当センターの 201 会議室及び 301 会議室に設置するものとする。

2 本サービスの内容

- (1) 本サービスの利用者（以下「利用者」という。）は、本サービスを利用してインターネットへの接続及び閲覧をすることができる。
- (2) 本サービスの利用料は無料とする。

3 本サービスの利用

- (1) 利用者は、本サービスの利用に際し、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」その他関係法令等を遵守しなければならない。
- (2) 利用者は、自己の責任と負担において、本サービスを利用するために必要な通信機器等を準備するものとする。
- (3) 本サービスを利用するための通信機器の設定、操作は利用者が行うものとする。
- (4) 本サービスへ接続する通信機器のセキュリティ対策等必要な対策は、利用者が行うものとする。
- (5) 本サービスを利用する場合、会議室利用申請時にその旨を申し出ることとする。ただし、申請時に本サービスの利用が決定していない場合には、当日の申出も可とする。
- (6) 本サービスの利用は、当センター 201 会議室又は 301 会議室の利用許可を受けた者が、その許可を受けた日及び時間内に限るものとする。

4 禁止事項

本サービスの利用にあたっては、以下の行為を行ってはならない。また、以下に該当する行為によって他者に損害を生じさせた場合は、当該利用者の責任と費用負担で解決するものとし、当センターは一切の責任を負わないものとする。

- (1) 他者に不利益や損害を与える行為又は与えるおそれのある行為
- (2) 誹謗中傷する行為
- (3) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為
- (4) 犯罪的行為又はそのおそれのある行為
- (5) 性風俗、宗教、政治に関する活動
- (6) 認証情報を不正に使用する行為

- (7) コンピューターウイルス等の有害なプログラムを提供する行為
- (8) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びその他の目的で特定又は不特定多数に大量にメールを送信する行為
- (9) ファイル共有ソフト等を使用し大量のデータを送受信する行為
- (10) 法令に違反する行為又は違反するおそれのある行為

5 利用の中止

利用者が次の項目のいずれかに該当するときは、事前に通告することなく直ちに当該利用者の利用を中止することができるものとする。

- (1) 禁止事項に該当する行為を行った場合
- (2) 本規約に違反した場合
- (3) その他利用者として不適切と当センターが判断した場合

6 運用の停止

当センターは予告なく本サービスの提供を停止できるものとする。

7 免責事項

- (1) 当センターは、利用者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる補償も行わないものとする。
- (2) 本サービスの提供に際し、利用者の通信機器等がコンピュータウイルス感染等による被害、データ破損、漏洩、その他本サービスに関連して発生した利用者の損害について、当センターは一切の責任を負わないものとする。
- (3) 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、当センターは一切の責任を負わないものとする。
- (4) 利用者が本サービスへ接続しようとする通信機器の構成や設定等その他の理由により本サービスが利用できない場合であっても、当センターは一切の責任を負わないものとする。
- (5) 利用者が本サービスを利用したことにより、他者との間に生じた紛争等について、当センターは一切の責任を負わないものとする。
- (6) 当センターは、利用者の承諾を得ることなく、本サービスの内容を変更することができるものとする。

8 規約の変更

当センターは予告なく、本規約を変更できるものとする。

附 則

この規約は、令和2年9月7日から施行する。